

令和4年度

第12回 佐々町農業委員会総会議事録

令和5年3月27日（月）

佐々町農業委員会

令和5年3月 第12回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和5年3月27日(月)午後1時30分
2. 招集場所 佐々町役場 3階第2会議室
3. 開 会 令和5年3月27日(月)午後1時30分

4. 出席委員 (17名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	吉野 裕 君	2	濱野 努 君	3	池田 邦義 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	和田 貞子 君
7	坂口 隆英 君	8	藤永 九市 君	9	寶持 雅祥 君
10	池田 晴良 君	11	井手 俊博 君	12	山下 夕見子君
13	濱野 卓也 君	推進委員	福田 庄治 君	推進委員	筒井 浩一 君
推進委員	林 勇作 君	推進委員	大瀬 敏幸 君		

5. 欠席委員 (1名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
推進委員	玉置 義則 君				

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
6	和田 貞子 君	7	坂口 隆英 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について (5件)

報告第2号 農地改良届 (3件)

(4) 審議事項

第37号議案 農地法第4条の規定による許可申請書について

第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第40号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

第41号議案 農用地利用集積計画の承認について (利用権設定)

(5) 協議事項

①農用地利用集積計画 (利用権設定) の担当委員選定について

②あっせん委員の選定について

(6) その他

①4月定例会の日程について

②その他

事務局長（金子 剛君） それでは、定刻より時間早いようですけども、ただいまから令和4年度第12回佐々町農業委員会総会を開会いたします。

それでは初めに、吉野会長より御挨拶をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 皆さん、こんにちは。しばらくすっきりしない天気が続いておりましたが、これから先の予報は回復していい天気が続く予報です。

また、本日は令和4年度最後の総会となります。そして先ほどもありましたけども、3月、4月等は人事異動や各委員さんの地元の総会とか団体年度末総会があり大変お忙しいかと思えます。そういう時期ではありますが、来年度からは地域計画の作成をやらなければならない時期になってきております。委員の皆さんの御理解と協力を得て、この地域計画を作成していきたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

また、これから今期の今年の作付の準備等いろいろ大変忙しい時期になるかと思えますが、健康に留意されて活動されることをよろしくをお願いいたします。

本日も多くの議案が上程されています。議事が円滑に進行しますようよろしくお願いいたします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

本日の出席の農業委員は13名となっておりますが、井手委員のほうが生産の関係でちょっと遅れるということでございます。農業委員は13名全員出席です。それから、推進委員におかれましては4名出席で、玉置委員から欠席の届が出ております。

委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を吉野会長をお願いいたします。

会長（吉野 裕君） 案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により付議事項はあらかじめ通知しておりましたので、この日程でよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

これより議事に入ります。

まず、日程2の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定めることとなっておりますので、6番、和田委員、7番、坂口委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

以上で、日程2を終わります。

それでは、日程3、報告事項に入ります。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書5件について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） お手元の資料の1ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。

農地法第18条第6項の規定による通知書。

まず1ページの賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。農地の所在が沖田免字中ノ間〇〇〇〇、地目、台帳、現況ともに田、面積2,592m²。

賃貸借の解約の申入れをした日が令和5年2月20日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日が令和5年2月20日、賃貸借の合意による解約をした日が令和5年2月20日でございます。場所については、ちょっと後もって説明します、関係ありますので。

4ページをお願いいたします。これも同じく農地法第18条第6項の規定による通知書。

賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。農地の所在が沖田免字矩ノ手〇〇〇〇、地目、台帳、現況ともに田、面積1,450m²でございます。

賃貸借の解約の申入れ等をした日が令和5年2月27日、それから賃貸借の合意解約の合意が成立した日が令和5年2月27日、賃貸借の合意による解約をした日が令和5年2月27日でございます。

7ページをお願いいたします。これも同じく農地法第18条第6項の規定による通知書。

賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在が沖田免字矩ノ手〇〇〇〇、地目、台帳、現況ともに田です。面積が2,414m²。

賃貸借の解約の申入れた日が令和5年2月28日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日が令和5年2月28日、賃貸借の合意による解約をした日が令和5年2月28日でございます。

この今読み上げた3筆については、次のページ9ページ、3筆青で囲っているところが所在地となります。

次に、行かせていただきます。11ページをお願いいたします。農地法第18条第6項の規定による通知書。

賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在が沖田免字矩ノ手〇〇〇〇、地目は、台帳、現況ともに田でございます。面積798m²。

賃貸借の解約の申入れをした日が令和5年3月1日、賃貸借の解約の合意が成立した日が令和5年3月1日、賃貸借の合意の解約をした日が令和5年3月1日でございます。

場所については13ページをお願いいたします。青で囲っている分が農地の所在地でございます。

すいません、11ページをもう一回御覧ください。11ページの一番下、6番の土地の引渡し期間が令和5年の「1月1日」になっておりますけど、これは「3月1日」の間違いです、訂正をお願いいたします。

それともう1件です、今日の追加資料のほうを御覧ください。追加資料の次のページをお開きください。朗読説明いたします。

農地法第18条第6項の規定による通知書。

賃貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在が沖田免字中ノ間〇〇〇〇、地目、台帳、現況ともに田、面積2,811m²。賃貸借の解約の申入れた日が令和5年3月10日、賃貸借の通知をした日が令和5年3月10日です。賃貸借の合意による解約をした日が令和5年3月10日でございます。

場所の所在地につきましては、次のページをお開きください。青い囲いの部分が今回の合意解約の場所でございます。

以上、5件の合意解約の報告でございます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 今、報告がありました5件について何か御意見、御質問ありませんか。
3番。

3番（池田 邦義君） ちょっと事務局にお尋ねします。今の追加資料の件ですけど、これは後はもう決まっているんでしょうか、ちょっとお尋ねします。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） この場所につきましては、西九州道のところで一部使われますけども、後の部分については、次の方は決まっております。言い忘れていました。今回の新規契約で手続をするようにいたしております。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり） ないようですので、報告第1号を終わります。

続いて、報告第2号農地改良届3件について、事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 15ページをお願いいたします。この3件については、申請者が同じ方でございますので、続けて朗読をして説明させていただきます。

農地改良等届出書、住所、〇〇〇〇、〇〇〇〇。下記のとおり田畑転換のため届出をいたしますということで、3件とも田んぼから畑の転換のための届出でございます。

土地の所在、佐々町松瀬免字松瀬前〇〇〇〇、地目、登記が田、現況、畑でございます。面積380m²、利用状況、畑、所有者同じです。

この場所につきましては、17ページをお開きください。この黄色く塗っている部分が今度の申請地となりますけども、ちょうど国道で、〇〇〇〇の入り口の手前、バス停がありますけども、そこの裏側でございます。

18ページを御覧ください。18ページで写真がありますけども、ここが既にイチジクの木を植栽されているという状況でございます。本来ならば田んぼの段階での申請となりますけども、ここも既に畑で利用されているという状況でございます。

次、21ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

農地改良等届出書。住所、〇〇〇〇、〇〇〇〇。ここも同じく田畑転換の届出でございます。農地の所在が、松瀬免字太田〇〇〇〇、地目、登記簿、田、現況、畑、面積216m²、所有者同じでございます。

ここにつきましては、下のほうの6番を御覧ください。野菜を今栽培されております。場所については23ページ、黄色い縁取り、ここが申請地になります。ちょうど松瀬から江迎に抜ける道を真っすぐ行きまして、途中から〇〇〇〇さんの家のほうに上って奥に行ったところです。ここも写真を見ていただけますように、24ページをお願いいたします。写真で分かるとおり、もう既に畑として活用されている状況です。ここはキャベツとネギ、大根といった状況でございます。

次、27ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

農地改良等届出書。住所、〇〇〇〇、〇〇〇〇。ここも同じく田畑転換の届出でございます。

土地の所在、松瀬免字太田〇〇〇〇、地目、登記簿、田、現況、畑、面積729m²、所有者は同じでございます。ここも6番の工事完了後の作付計画にありますが、季節の野菜ということでございます。

場所については、29ページにゼンリンをつけておりますけども、先ほどの申請地の横ですね、黄色い部分のところになります。30ページに現況写真をつけておりますけども、ここは白菜を作付されているという状況でございます。

以上、3件同じ方の申請届出となっております。目的は当規模の田んぼから畑に転換をしたいということで届出が出ております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。10番。

10番（池田 晴良君） 書類の誤記等がありますけども、27ページ、面積729m²。

事務局長（金子 剛君） 何ページですか、すみません。

10番（池田 晴良君） 27ページ。面積729m²、その裏に登記簿がついていますが、216m²と書いてある、どっちが正解かね。

事務局長（金子 剛君） 説明させていただきます。届出書が間違えております。申し訳ありません。21ページの農地改良の届出書ですが面積216m²となっておりますが、

729m²の間違いでございます。27ページの届出書が729m²となっておりますが、216m²の誤りでございます。

会長（吉野 裕君） 2番。

2番（濱野 努君） 2番です。補足説明になりますが、この地に関してはもう長年、畑として利用されています。ここにも書いてありますように水田耕作ができなくなったということで、自分の水田もほかの方に貸していらっしゃるぐらいで、ちょっと水田のほうが無理だということで、主に畑として利用されています。相談を受けまして、農業委員会のほうに行ったらどうですかということで、お話をさせていただいております。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。5番。

5番（築城 武美君） 2番委員さんにお尋ねしますが、相談のときに隣接の苦情があることの苦情は何か具体的におっしゃっていました。

会長（吉野 裕君） 2番。

2番（濱野 努君） 特に理由については話されていませんでしたので、私もそうですかというだけのことで聞いてまいりました。

以上です。

会長（吉野 裕君） ほかになければ、報告事項を終わります。

次に、4番、審議事項に入ります。

第37号議案農地法第4条の規定による許可申請書について、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 33ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。

議案第37号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町鴨川免字鴨川下〇〇〇〇、登記地目、畑、現況、荒地、面積184m²。申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、不動産賃貸業。

転用の目的につきましては、今現在アパートが建っておりますけども、その駐車場を新しく造りたいということでの7台程度での申請が上がっております。

場所につきましては、41ページをお願いいたします。赤で囲っている部分が申請地になりますけども、ちょうどその上が国道になります。〇〇〇〇の道を挟んで前になります。アパートがありますけども、国道からスロープを使って入りまして、駐車場として利用したいということでの申請があっております。

43ページに現況写真をつけております。この赤で囲っている部分が農地でございます。

て、今回の申請地となります。下を見ていただきますと黄色い枠で囲ってありますが、一番奥のほうが国道、ちょっと木の陰で見えませんが、すぐ国道になっております。そこからスロープをつけまして、奥に入ってくるというような状況でございます。

46ページをお願いいたします。46ページの造成の計画図がございますが、上に当然、先ほど言いました国道204号線が走っております。そこから進入口を造りまして奥の正方形の部分、この部分に駐車場を計画されております。

被害防除計画になりますけれども、45ページの。申請地につきましては、国道よりちょっと低くなっておりますのでまず盛土を行い擁壁も設けるといような状況でございます。汚水処理、生活雑排水につきましては、駐車場ですので関係ありません。雨水については、この図面で分かる通り青い矢印が雨水の流れというふうな形になっております。

48ページに駐車場の利用計画書を添付をいたしております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。2番。

2番（濱野 努君） 今、事務局から説明があったとおりでありますが、場所は〇〇〇〇の入り口です。信号機がありますが、そのほんの近くでございます。

この地につきましては、道がございまして、長年荒れていたところを私もあまり確認はしていませんでしたので、今回、駐車場ということで出ていますので、皆さん方の御審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について何か、御意見、御質問ありませんか。（「なし」の声あり）ないようですので、採決をいたします。第37号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数、全会一致で承認することといたします。

次に、第38号議案農地法第5条の規定による許可申請書について、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 49ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

議案第38号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町石木場免字片木〇〇〇〇、地目、畑、現況、畑、面積539m²。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無職。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、会社員。このお二人は親子でございます。

転用の目的につきましては、個人での建売住宅、一棟、木造の2階建て。娘さんがこの

〇〇〇〇さんから土地を譲り受けをされて家を建て、その家を売買するという内容でございます。

場所については53ページをお願いいたします。ちょっと入り組んだところになりますけども、〇〇〇〇をずっと行きまして、〇〇〇〇から神田線を行きまして〇〇〇〇まで行きます。〇〇〇〇を下りずに、ちょっと先から右手にぐっと上ったところですね、そこが申請地になります。

55ページに航空写真をつけております。〇〇〇〇から曲がらずに、ちょっと先行って右の角山のほうにずっと上っていきますけども、この茶色い部分、ここが申請地となっております。56ページからずっと今の現況の写真をつけております。58ページが分かりやすいと思いますが、58ページの左手のほう、道ちょっと勾配がありますけど、坂道を下って行きまして右手の赤土のほうが申請地でございます。

60ページに被害防除、61ページに配置図をつけております。

まず61ページのほうを御覧ください。ちょうど赤線で囲っているところが申請地になりまして、右手の坂道を下ってきまして、下が畑になっておりますけども、建物については、この真ん中に1軒、2階建てを建て、左手のほうに駐車場を設置するという状況でございます。

60ページに被害防除をつけておりますけども、まず造成の計画につきましては、盛土を低いところは1m盛土をすると。横に民家がありますけども、その間には擁壁を設けるということでございます。

雨水、排水、それから生活雑排水につきましては、ここは下水道区域ではありませんので合併浄化槽という形になります。

61ページに緑の線で動線をつけておりますけども、これが合併浄化槽のルートでございます。浄化水につきましては、この横の下の水路が走っております。この水路に流すと、これは水路ですので建設課の所管になります。建設課のほうにも許可を取っていただくよう指導をいたしております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の補足説明をお願いします。7番。

7番（坂口 隆英君） 今、事務局のほうから説明がありましたけど、説明のとおりで別に私のほうからどうということはございません。よろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。（「なし」の声あり）ないようですので、採決をいたします。第38号議案について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですの

で、全会一致で承認することといたします。

次に、第39号議案農地法第5条の規定による許可申請書について、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 資料の65ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

議案第39号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について。県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町大茂免字小田〇〇〇〇、登記地目、畑、現況地目、休耕360m²。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、農業。譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無職。転用の目的でございますが、これは一般住宅の一棟を計画されております。この転用につきましては、〇〇〇〇さん、今現在近くにお住まいでございますが、西九州道の立ち退きの関係で、この農地を活用するという状況でございます。

場所については、69ページをお願いいたします。この場所につきましては、佐々大橋から江迎のほうに真っすぐ行きまして、ずっと走ります。途中で〇〇〇〇に上る斜めの道があると思いますが、そこの入ったところすぐのところですよ。ここにつきましては、ほかに山林と原野がございますが、今、伐採をされているという状況でございます。70ページに現況の写真をつけておりますけれども、農地については、この一部という状況になります。ほか伐採の区域があると思いますが、そこは全部山林というような状況でございます。

73ページに配置図をつけております。72ページに被害防除をつけておりますけれども、まず73ページの図面を見ていただきますと、赤い囲いの線がありますけれどもこの一部が農地ということで、あと周りは全部山林です。この部分に住宅を計画をされているという状況でございます。あとの部分については、放牧地、牛舎等の計画もされております。まず農地にこの部分がかかるということでの農地転用の申請を出されているという状況でございます。ここにつきましては、ここも下水道区域ではありませんので、合併浄化槽というような状況でございます。盛土等は現状のまま利用するというので、現場確認もいたしております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 地元委員の説明をお願いします。12番。

12番（山下 夕見子君） この前、局長と池田さんと私と3人で見てきました。とにかく高速道路が通るので早くしてもらいたいということだったので、どうかよろしくをお願いします。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。（「なし」の声あり）ないようですので、採決をいたします。第39号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数、全

会一致で承認することといたします。

第40号議案農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。事務局からの議案の説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の76ページをお願いいたします。

第40号議案農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、別紙のとおり指針を定めたいので、本委員会の承認を求める。令和5年3月27日、佐々町農業委員会会長。

次でございます。77ページをお開きください。

この件については、以前指針のほうを定めておりましたが、農業委員会の法律等の改正によりまして、また定めるよう国のほうから指示がっておりますので、今回定めるということでございます。

まず、第一の基本的な考え方。ちょっと朗読します。

農業委員会等に関する法律の改正法が、平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須業務として位置づけられた。

佐々町においては、平坦地域と中山間地域が存在し、それぞれ地域の実態に応じた取組を推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められているというような考え方をうたっております。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針ということで、まず農業委員会で必ず必須業務と書いておりますけども、77ページの第2の1と書いてありますが、遊休農地の発生防止・解消についてが、まず1点ですね。2点目が、次のページをお願いいたします、78ページで2番を御覧ください。担い手への農地利用集積・集約化について、田んぼの貸し借りですね、農地の担い手の、遊休農地を減らすということで。これが2点目。3点目が、その下にある3番の新規参入の促進について。この3つが農業委員会の必須業務となっておりますので、これを目標に皆さんの仕事もしていただきたいというふうに思っております。

その中で、ごめんなさい、77ページにお戻りください。遊休農地の発生防止・解消についてということで、目標の解消面積を、あくまでもこれは計画ですけども、現状令和3年度末で遊休農地が24ha、2年後の解消の面積が14ha、7年度で4haというような計画を定めさせていただいております。

78ページをお願いいたします。78ページについては、これも同じですけど、今度は集積面積ですね。田んぼの契約の貸し借りの面積、目標面積、集積面積、3年度末で94ha、令和5年度末で134ha、令和7年度で174ha、集積率を見ますと28%から52%となっておりますが、目標ですので、この程度で定めていこうかというような

計画でございます。

それから、3番の新規参入の促進について、ここも目標面積を定めております。令和3年度末ではゼロ、法人もゼロ、2年後の令和5年末については2名と法人が1法人、令和7年度が4名、それから法人が2法人というような目標を定めさせて事務局でつくらせていただいております。何回も言うようですけども、この3点が農業委員会の職務となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） この件について何か御意見、御質問ありませんか。8番。

8番（藤永 九市君） 8番。ただいま御説明いただきましたけれども、今日の日付で3月27日で佐々町農業委員会ということでされております。これにつきましては、事前にといいいますか、会長を含めて五役会でも検討なされたものですかと確認したいと思います。いかがですかね。

事務局長（金子 剛君） しております。

8番（藤永 九市君） 五役会のそういった十分に検討なされたんでしょうか。

事務局長（金子 剛君） 検討はいたしております。あくまでも事務局の案としての計画を定めさせていただいておるという状況でございます。

会長（吉野 裕君） ほかにございせんか。（「なし」の声あり） ないようですので、採決をいたします。第40号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手） ありがとうございます。挙手多数、全会一致で承認することといたします。

続いて、第41号議案農用地利用集積計画（利用権設定）の承認について、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 79ページをお願いいたします。

第41号議案農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、別紙のとおり計画を定めたいので、本委員会の承認を求め。令和5年3月27日、佐々町農業委員会会長。

80ページをお願いいたします。

まず、佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画書、この分は新規でございます。

番号1は、権利の設定を行う者、貸し手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行う者、借り手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、沖田免字中ノ間、地番〇〇〇〇、地目、田、面積386m²。借り手農家面積、耕作面積が1万6,317m²。権利の種類、

使用貸借、区域区分、農用地、設定内容、無償3年、ほかの11件が新規でございます。

82ページをお願いいたします。

82ページの新規設定の筆数合計が14筆、2万2,241m²、これは全部田でございます。合計の12件が今回の新規の設定でございます。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御意見、御質問ありませんか。（「なし」の声あり）ないようですので、採決をいたします。第41号議案について、承認することに賛成の方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。挙手多数ですので、全会一致で承認することといたします。

続きまして、日程5、協議事項の農用地利用集積計画（利用権設定）の担当委員選定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 83ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

佐々町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の（5）の規定による農用地利用集積計画書、これは再設定でございます。

番号1番の権利の設定を行う者、貸し手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。権利の設定を行う者、借り手農家、〇〇〇〇、〇〇〇〇。土地の所在、野寄免字隠畑、地番〇〇〇〇、地目、田、面積779m²。借り手農家、耕作面積1万9,510m²。権利の種類、賃借権、区域区分、農用地、設定内容が、物納の年30kg、5年でございます。ほか39件、86ページまでが再設定となっております。

赤文字で書いてあると思いますが、この分については、今後貸したくないとか、借りたくないとか、その部分で、赤でちょっと表示をさせていただいております。

この件については、休憩を取って、設定の契約書を後ろに作っておりますので、担当の委員さんを選定させていただきたいと思っております。

以上です。

会長（吉野 裕君） この件について、担当委員を設定したと思えます。各地区で協議をしていただき、担当委員を選定していただきたいと思えます。

会を休憩いたします。

（休 憩 午後 14 時 28 分）

（会議再開 午後 14 時 51 分）

会長（吉野 裕君） 会を再開します。

事務局より決定した委員番号を報告します。事務局長。

事務局長（金子 剛君） ただいま会長からありましたとおり、私が番号を言いますので、もし

間違え、それから修正等ある場合は、手を挙げておっしゃってください。

まず83ページをお開きください。いいですか。

番号、担当委員と順番に言いますので、1番が17番、2番が5番、3番が4番、4番が1番、5番が17番、6番が17番、7番が4番、8番が18番、9番が16番、10番が3番、11番が7番、12番が16番、13番が19番、14番が1番、15番が18番、16番が事務局、17番が8番、18番が17番、19番が3番、20番が7番、21番が事務局、22番が6番、23番が2番、24番が18番、25番が12番、26番が12番、27番が12番、28番が3番、29番が4番、30番が12番、31番が12番、32番が12番、33番が12番、34番が12番、35番が18番、36番が9番、37番が12番、38番が17番、39番が2番、40番が9番。

以上です。

この提出期限につきましては、来月の4月の委員会までをお願いいたします。

会長（吉野 裕君） この件について、何か御質問ありませんか。（「なし」の声あり）なければ、以上のように、委員さん、よろしくをお願いします。

次に移ります。

あっせんの申出書が出ております。あっせん委員の選定をしたいと思います。

事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 87ページをお願いいたします。今回、あっせんの申出書が出ております。

下記農地等につき、売買のあっせんに申し入れますということで、所在地が佐々町神田免字京仙〇〇〇〇、地目、田、618m²。申出者、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

一応、こういう形であっせんが出ておりますので、あっせん委員を決定させていただきたいと思ひまして、今回、協議事項に諮った次第でございます。

場所は、88ページをお願いいたします。ちょうど〇〇〇〇の裏、青い囲いをしているところ、ここがあっせんの所在地となります。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） 神田のほうから誰か2名、委員をお願いしたいんですけど、ただいま濱野委員と大瀬委員ということで、あっせん委員ということでありましたけど、皆さんそれでよろしいですかね。（「お願いします」の声あり）それでは、このあっせん申出書については、濱野委員と大瀬委員をお願いします。

次に、日程6、その他について、事務局からの説明をお願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） （6）のその他でございますが、まず①番、4月の定例会の日程で

ざいます。

まず、総会を4月26日13時30分から予定をさせていただきます。五役会につきましては、4月17日13時30分からで予定をさせていただきます。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） その他について、皆さんのほうから何かありませんか。5番。

5番（築城 武美君） 五役会の議論の経過がありますので、ちょっと御意見を言わせていただきます。

今期で任期が切れるということになっておりまして、懸案になっている旅行について、みんなにお諮りをしたらどうだろうかという提案を五役会でいたしました。それで、結果的には5月8日以降、政府が言っているコロナに対して緩和の方針が示されておりますので、それに基づいて行けるところがないか検討したらどうですかという御提案を申し上げて、皆さんに諮ってみようという話になりましたので、提案をしました。

まだ時期尚早だということであれば、皆さんの御意見に基づいて、事務局がそうですかというふうにおっしゃると思いますので、よろしく御検討のほうをお願いをしたいと思います。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今、築城委員がおっしゃったとおり、7月19日までが任期になりますので、5月以降で視察研修の行程、見積もり等を旅行会社に出していただくようお願いをしたいと思います。行き先が例えば北海道あたりとか以前言われていたもので、東北、遠方のほうなのか、九州管内なのか、どちらか皆さんの御意見をいただければ、事務局としても見積もりを取りやすいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

遠方であれば2泊3日です。九州管内であれば1泊2日程度。

ただ、視察研修となりますので、あくまでも目的は視察ですので、旅行じゃありません。町からも予算等がありますので、そこら辺ははっきりさせていただきたいなというふうにも思っております。

遠方であれば、今おっしゃるとおり、2泊じゃないとやっぱりちょっときついと思います。九州管内であると、以前言ったように1泊でよろしいかと思います。

会長（吉野 裕君） ちょっと休憩します。

（休 憩 午後 15 時 04 分）

（会議再開 午後 15 時 14 分）

会長（吉野 裕君） 再開します。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 視察研修については、九州管内でちょっと行程等を当たってみるという
ことで決定しましたが、それでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

会長（吉野 裕君） ほかに、その他について、ほかに皆さんのほうから何かありませんか。
8番。

8番（藤永 九市君） 大事な話、1点、2点、御質問と言いますか、申し上げたいと思ってい
ます。御存じのとおり、3月定例議会、17日で終わったんですね。それで、今回お話を
聞きますと、農業委員会に対しての意見を求められるということで、会長が呼ばれた、招
かれてと言いますかね、ということであったということを知っています。

そのとき、会長まで呼び出して意見を求められたということだと思えますけども、どう
いうことを尋ねられたものか。また、どういうふうにお答えをされたものか、会長なり事
務局長がどういうふうに対応したかをお聞かせいただきたいと思えます。

こういうのはちゃんと皆さん方に知らせるべきだと思っておりますので、あくまでも農
業委員会を代表していくんだから、だから、それなりの理由があったからこそ議会に呼ば
れた。この状況というのはまれにないんですね、ただの何か意見がいろいろ意義があつて
とのことのじゃないと思えますけども、今後の農業委員会のことについてだろうというふ
うに思えますけど、その内容的なことを御説明できますか、どちらでも結構ですけれど、
よろしく願います。

会長（吉野 裕君） 先の議会において、須藤議員から、令和5年1月の農業委員会だより第
49号の中に、一定の面積50アールの要件が、令和5年4月1日から廃止とありました。
農業への新規参入者を増やす目的は理解できるが、混乱するのではないかと懸念していま
すということで質問がありました。

委員会としては、下限面積の廃止について、現場の農業委員会からは、先般説明があり
ましたように、登記的な農地の取得や無秩序な小面積の農地所有者の参入による農地利用
者の集積、集約化への支障など、懸念や不安の声が上がっているのが現状です。現在の農
業委員会による農地法3条の許可につきましては、耕作に必要な機械の保有、労働力、技
術の有無、農作業への年間従事日数150日、50a以上の面積の経営、周辺農地の集約、
水利利用の影響の有無について、基準を定例農業委員会で現在はしております。

下限面積廃止後につきましては、今後、農業者の減少、高齢化が加速する中、農業経営
の対象にかかわらず、意欲を持って農業に新規参入される方を取り組むことが重要と考
えます。農地等の全て効率的に利用して、確実に耕作の自由は行われることを条件として許
可をしたいと考えたいと検討をしております。

それともう一つ、農用地の農地の利用最適化促進のため、農地利用最適化推進委員を委

嘱されておられるが、法7条の指針、活動状況及び農業者がリタイアする実態はいかにという質問がありました。

農業委員会としては、効率性を高めるために、農地中間管理事業など、地域協力金を活用し、条件の悪い農地も解消して、農地の集約化に取り組んでいきます。また、中山間地域では、有害鳥獣などによる被害が発生し、耕作意欲の低下を引き起こす原因ともなっており、遊休農地の増加も懸念されていることから、町も、今後、発生防止に取り組む必要があります。

本町においては、農家の担い手不足や高齢化が加速しており、リタイアされる農家が増加していくことが懸念されるため、引き続き、農林水産課と情報を共有しながら、本委員会の使命である農地利用の最適化の推進を中心として、農業の健全な発展に寄与してまいりますという回答をしております。

8番。

8番(藤永 九市君) ありがとうございます。

皆さん、議会の流れでお分かりかと思えますけども、この質問内容かれこれについては、事前に通知、いわゆる通告制ということで。だから、そういう通告あつとったんですかね、事務局に対して。であれば、それに基づいて答弁する内容も検討する余地があるわけですね。だから、そういう形で答弁なさったんだろうと思えますけども。

異例なんですね、佐々町では、農業委員会の会長を招集して意見を求めるということは今までかつてなかったんです、近年ですね。

佐世保市なんかはもう常習して行かならんということもあるし、各21市町によって違いがあるんですけども、町単位ではもうほとんどないということを聞いておりましたけれども。

そういうことを聞きましたものですから、異例なことで、何か注文あつてどうこうじゃないだろうと、やっぱり農業のことを思つての意見を求められたということでしょう。そういうふうに取り取つていいですかね。

そういうことでありますから、私たちは農業委員会、かえって逆に言えば、そういうふうに取り上げてもらったほうがいいんですよ。いわゆる議会で、それだけ農業のことについて、やっぱり皆さん方に知らしめていただけるような状況として捉えればいい方向だと思いますから。であれば、それなりのお応えをしなければならぬと思えますし、そういうことでありますから、ますますこの農業の現状が厳しくなっている中でありますから、農地の譲渡にしても、貸し借りにしましても、緩和されてくるということですから。だから、下限面積が撤廃する。あとはまた閣議決定では、企業の参入も認めるという方向

に向けてきていますよね。だから、ますます農業委員会の役割というのが大事になってきている状況かなと思いますよね。だから、しっかりしてやっていかんと、農業崩壊につながっていくような形にだんだんなっていくものですから、だからこそ、最適化推進を創設して、こういう形になってきて、やってくださいということに国がしてきている状況だと思います。ちょうど変わり目ですからなかなか大変だなという気がします。ましてや、地域計画の策定をしなきゃならんという状況下の中で、非常に大変な状況下になっていくかなと思っています。

そういう状況に新しい委員さんに頑張ってもらわないかなということをしみじみ感じています。会長中心に全力を挙げていかんと、ややもすると農業委員会の責任の問題が出てくるような状況に置かれてくるんだなと思っています。

そういったことで、令和4年度3月で最後ですから、会長が申しあげましたように、4月からはスタートです。ぜひともそういうことを肝に銘じていただいて、新しい気持ちでやっぱり佐々町農業振興のために、農地を守るためにも、全力を挙げていただきたいということをこの機会に申しあげておきたいと思います。会長、よろしくお願いします。

会長（吉野 裕君） ありがとうございます。

8番（藤永 九市君） ありがとうございます。

会長（吉野 裕君） ほかに。5番。

5番（築城 武美君） 5番です。

この前から、木場地区にアンケートを送付されて、その回収状況について御報告をいただければ幸いですと思いますがどうでしょうか。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 回収状況でございますけども、前回の委員会の折には、木場地区、大体3分の1ぐらいは回収をしているという状況でございました。ただ、まだ回収していないというところもありましたので、そこは、木場の地元4名の農業委員さんに御協力をいただきながら、回収をしたという状況でございます。

今、3分の2ぐらいはもう回収をしているという状況でございますけども、県のほうも当然全部は回収できないということで、そこは県のほうに集まった分のデータを渡しまして、情報を今作っていただいているという状況でございます。

以上でございます。

5番（築城 武美君） 前回の会議の中で、回収について、木場地区だけではなくて、その他の委員にも協力をいただきながら進めたいというお話がございましたが、御協力をするつもりがありますが、もうこれでしないのかということはどうなんでしょうか。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 木場地区の分は、モデル地区でちょっと早めだったんですけども、ほかの委員さんからの御協力は今のところは必要ないということでしております。

令和6年度までにこの地域計画というのは各地区、定めないといけないというふうになっておりますので、その各地区の委員さんのアンケート等はまだお願いすると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

5番（築城 武美君） 了解しました。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。3番。

3番（池田 邦義君） ちょっとお尋ねします。

今、8番委員さんが言われたように、農業の担い手といろいろ諸問題がたくさんあると思ひますけど、この前、私、現地検討会、いわゆる〇〇〇〇さんですか、この現地検討会に行つて、これ、相続で親からもらわれているわけですね、土地を。自分の土地に家を建てて、自分が住まわれるのかなと思つたら、結局これを建て売りすると、こういう事例は今まで農業委員会でなかったんですね。だけんが、こういうやり方もあるのかなと、農地を転用して、自分の子供に相続して転用して家を建てて個人で売ると、多分これは買手は決まっているような図面の配置なんですね、建物自体が。そういう形で、結局、不動産業者が入らなくて、個人で農地を転用して家を建てる。そういうのが今後増えてくると思ひうんですね。

これ違反じゃないものですから、農業委員会としてどこまで認めるのか、そこら辺が今後の農業委員会の大変な状況になると思ひうんですよ。そこら辺はある程度ガイドラインというんですか、町としてのガイドラインというのを設けたらいかがでしょうかと、私は思ひました。

以上です。

会長（吉野 裕君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

今、委員さんおっしゃるとおり、個人での建て売りというのは、普通は業者が土地を買つて、何棟か建てての建て売りというのが一般的なんですけど、個人的の建て売りというのは、今回、農業委員会初めてです。

事務局としても実際できるのかという戸惑いもありましたので、県のほうに確認したら、そういう形でもできるということでした。今後は、委員おっしゃるとおり、増えてくる可能性もあるというようなところでございます。

また、ガイドラインが作れば良いと思ひうんですけど、県との協議をしながら定めてい

きたいというふうに考えております。

以上でございます。

会長（吉野 裕君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり） ないようですので、以上で本日の日程が全て終了しました。会を閉会いたします。お疲れさまでした。

（ 閉 会 午後 15 時 40 分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 菅野 裕

会議録署名委員 和田 貞子

会議録署名委員 坂口 隆菜